

昭和二十三年法律第四十八号

墓地、埋葬等に関する法律

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。